

公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程

平成21年4月1日

規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「基本規則」という。）第36条第1項の規定により置かれる研究委員会の組織、運営等に関し、同条第6項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(具体的事務)

第2条 基本規則第36条第2項に規定する研究委員会の所掌事項に係る具体的事務は、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、共同研究費、受託研究費及び奨学寄附金の受入れに関すること。
- 二 他機関との研究連携の推進に関すること。
- 三 国際研究活動の促進に関すること。
- 四 研究インテグリティの確保に関すること。
- 五 知的財産の形成及び管理に関すること。
- 六 研究倫理及び研究上の利益相反の審査並びに管理に関すること。
- 七 研究上の不正防止策及び危険防止策に関すること。
- 八 安全保障輸出管理に関すること。
- 九 教員研究費の実績報告の審査及び研究費の監査に関すること。
- 十 国際学会等派遣旅費の審査に関すること。
- 十一 研究の推進に資する研修会、研究集会、シンポジウム、講演会等の開催に関すること。
- 十二 その他宮城大学教員の研究の推進及び高度化に必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 研究委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 教育及び研究を担当する副学長並びに学長が指名する副学長
- 二 財務を担当する理事
- 三 規則第39条第1項に規定する全学センターの長
- 四 各学群及び基盤教育群から2人ずつ推薦された者
- 五 各研究科から1人ずつ推薦された者

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 研究委員会の委員長及び副委員長は、研究を担当する副学長及び委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、研究委員会を主宰し、及び代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 研究委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 研究委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 研究委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

5 学長は、いつでも、研究委員会の会議に出席することができる。

(委員長の権限)

第7条 委員長は、研究委員会において議決した事項で、学長の承認を得たものについては、これを全学的に実施することができる。

2 委員長は、研究委員会において議決した事項で、学長の承認を得たものについては、学群長、基盤教育群長、研究科長等に指示を行うことができる。

(専門委員会)

第8条 研究委員会に、研究に係る専門的な事項について調査、審議等を行わせるため、次の専門委員会を置く。

- 一 研究倫理専門委員会
- 二 発明等専門委員会
- 三 利益相反管理専門委員会
- 四 遺伝子組換え実験安全管理専門委員会
- 五 動物実験専門委員会
- 六 薬品管理専門委員会
- 七 輸出管理専門委員会
- 八 微生物安全管理専門委員会

2 専門委員会の委員長は、専門委員会での調査、審議等の結果を研究委員会に報告しなければならない。

3 研究委員会は、前項の報告を受けたときは、当該調査、審議等の結果について審議するとともに、委員長は、その結果を学長に報告するものとする。

4 研究委員会委員長は、必要に応じて、期限を定めて特定課題についてワーキンググループを設けることができる。

5 前各項に定めるもののほか、専門委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(報告)

第9条 委員長は、研究委員会の議事について、随時、学長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告内容について定期的に理事長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 研究委員会及び専門委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 研究委員会の庶務は、研究推進・地域未来共創センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が研究委員会に諮って定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H24.4.24 第68回理事会)

この規程は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第4号	各学群	各学群、各学部
第7条第2項	学群長	学群長、学部長

附 則 (H28.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R3.4.28 第173回理事会)

この規程は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (R6.2.28 第208回理事会)

この規程は、令和6年2月28日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（R7.3.26 第221回理事会）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。